

社会福祉法人 大慈厚生事業会

ユニット型指定短期入所生活介護〔ユニット型指定介護予防短期入所生活介護〕運営規程
(ユニット型短期入所生活介護大慈智音園ショートステイ運営規定)

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条** この規定は、社会福祉法人大慈厚生事業会が設置運営するユニット型指定短期入所生活介護〔ユニット型指定介護予防短期入所生活介護〕大慈智音園ショートステイ（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め事業の円滑な運営を図る事を目的とする。
- 2 この規定は、社会福祉法人大慈厚生事業会が設置運営するユニット型短期入所生活介護大慈智音園ショートステイの運営及び利用について準用するものとする。この場合、この規定における「管理者」は「施設長」に、「従業者」は「職員」に、それぞれ読み替えるものとする。

(事業の目的)

- 第2条** 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス）を提供するものとする。

(基本方針)

- 第3条** 時代の変遷にとまなない、福祉ニーズの変化を敏感に把握し、社会の人々の為に、良質な福祉サービスを提供すると共に、いつでも・どこでも・だれもが必要なときに最善の福祉サービスを提供出来るように日々、研究・努力する。併せて、老人福祉法及び介護保険法の理念・規則に則り、法人の設立精神である「和顔・愛語・上敬下愛」を基本方針として、高齢者の人権を尊重し、自立を目指して高齢者の精神的、肉体的な援助を行うものとする。

(事業所の名称等)

- 第4条** 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名 称 大慈智音園ショートステイ
 - 二 所在地 神戸市西区玉津町今津364-61

(指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用定員)

第5条 事業所のユニット数及びユニットごとの利用定員は次のとおりとする。

- 一 ユニット数 1
- 二 ユニットごとの利用定員
ユニット 10名

第2章 従業者及び職務分掌

(従業者の区分及び定数)

第6条 施設に次の従業者を置く。

(併設する介護老人福祉施設との一体運営による合計数)

- 一 管理者 1名
 - 二 事務員 1名以上
 - 三 生活相談員 1名以上(常勤)
 - 四 計画担当介護支援専門員 1名以上
 - 五 介護職員 27名以上(常勤換算)
 - 六 看護職員 3名以上(常勤換算)
 - 七 機能訓練指導員 1名
 - 八 医師 1名(嘱託)
 - 九 栄養士 1名以上
 - 十 調理員等(給食委託)
- 2 第1項に定めるもののほか、必要がある場合は、定員を超えまたはその他の従業者を置くことが出来る。

(職務)

第7条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

- 一 管理者
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。
- 二 事務員
施設の庶務及び請求事務に従事する。
- 三 生活相談員
利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は身元引受人(家族等)の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 四 介護支援専門員
利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が自立した

日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

五 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

六 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

七 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

八 医師

利用者の診療、及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

九 栄養士

入居者に提供する食事の管理、利用者の栄養指導に従事する。

十 調理員

利用者に提供する食事の調理業務に従事する。

第3章 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容及び費用負担

(基本原則)

- 第8条** 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスは、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行うものとする。
- 2 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスは、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
 - 3 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスは、利用者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
 - 4 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスは、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
 - 5 従業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
 - 6 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスの提供に当たって

は、利用者の人権に十分配慮し、心身の虐待行為の禁止は勿論のこと、利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。また、利用者の人権、社会的身分、門地、宗教、思想、信条等によって差別的又は優先的取扱を行ってはならない。

- 7 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 8 利用者が指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 9 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(サービス計画の作成)

第9条 相談員は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については利用者の有する能力、その置かれている環境等を踏まえて、短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標及び達成時期、サービス内容及び留意事項等を記載した短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕計画の原案を作成するものとする。

- 2 相談員は、短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕計画の原案について利用者に対し説明し、同意を得るものとする。
- 3 短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕計画の作成にあたっては、既に居宅サービス〔介護予防〕計画が作成されている場合には、当該計画に沿って作成するものとする。

(介護)

第10条 介護は、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

- 一 利用者の日常生活における家事を、利用者が心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行う為の適切な支援
- 二 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときには清拭）
- 三 排泄の自立についての必要な支援

- 四 オムツ使用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- 五 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(相談及び援助)

第11条 生活相談員は、利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事するとともに、必要なその他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与)

第12条 管理者は利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。

(食事)

第13条 食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立により、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に実施するものとする。

- 一 管理者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるように必要な時間を確保するものとする。
- 二 疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立及び調理により食事を提供する。
- 三 食事の提供は利用者が相互に社会関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事がとれるよう支援し、共同生活室で食事を摂ることができない利用者にあつては、居室に配膳し必要な食事補助を行うものとする。
- 四 検食は原則として食事の前か遅くとも同時に実施するものとする。
- 五 調理業務に従事する職員にあつては、特に身の清潔に留意するとともに月1回以上の検便を受けなければならない。
- 六 調理室、食品貯蔵庫及び調理員専用便所等は関係者以外の立ち入りを規制し、常に清潔にしておかなければならない。

(機能訓練)

第14条 機能訓練指導員は、利用者に対し、サービス計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第15条 管理者は常に利用者の健康に留意し、必要に応じかかりつけ医師に連絡すると

- ともに、急を要する場合は適切な処置を講じ、その記録を整備しておくものとする。
- 2 利用者に入院の必要な事態が生じた場合には、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力病院等に引き継ぐものとする。

(送迎)

第16条 利用者の入所時及び退所時には、利用者の希望、状態により自宅までの送迎を行うものとする。

(利用料及び費用等)

第17条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、保険より支払われる額を差し引いたものとする。

2 前項のほか、次の各号に掲げる事項については、利用者から費用の支払いを受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 居住に要する費用

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用

四 理美容代

五 次条に定める通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の送迎を行った場合の交通費

(1) 10キロ未満 500円

(2) 10キロ以上15キロ未満 1,000円

(3) 15キロ以上以後5キロ毎 500円加算

六 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

3 前項に規定する第一号及び第二項の費用について、介護保険法施行規則第83条の6〔第97条の4〕の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第一項及び第二項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。

4 前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

5 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供開始に際し、あらかじめ、利用者及び家族等に対し、その内容及び費用を記載した文章を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。ただし、同項第一号から第三号までに掲げる費用に係る同意については、文章によるものとする。

6 第2項に規定するサービスの提供に係る会計及び第9条から第16条までに規定する

施設サービスの提供に係る会計は、それぞれ施設が行う他の事業会計と区分するものとする。

7 管理者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から管理者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

8 管理者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

9 管理者は、利用者が負担すべきサービス利用料及び費用を請求するにあたっては請求書を、当該請求に基づき利用者から支払いを受けた時には領収書を、それぞれ利用者へ交付するものとする。また、「法定受領サービス」に該当しない管理者サービスに係る利用料の支払いを受けたときには、当該サービス提供に係る証明書を交付するものとする。

(通常を送迎の実施地域)

第18条 通常を送迎の実施地域は、神戸市西区・垂水区・須磨区、明石市相生町、明石公園、朝霧北町、朝霧台、朝霧町、朝霧東町、朝霧南町、朝霧山手町、旭が丘、上ノ丸、王子、大明石町、大蔵海岸通り、大蔵谷奥、大蔵町、大蔵天神町、大蔵中町、大蔵八幡町、大蔵本町、鍛冶屋町、川崎町、貴崎、北朝霧丘、北王子町、小久保、茶園場町、桜町、材木町、神明町、硯町、大観町、太寺、太寺大野町、太寺天王町、鷹匠町、立石、田町、檜屋町、大道町、天文町、中朝霧丘、中崎、西明石北町、西明石町、西明石西町、西明石東町、西明石南町、西朝霧丘、西新町、荷山町、野々上、花園町、林、林崎町、東朝霧丘、東仲野町、東野町、東人丸町、東藤江、東山町、人丸町、日富美町、藤江、船上町、別所町、本町、松江、松が丘、松が丘北町、松の内、岬町、港町、南王子町、南貴崎町、宮の上、明南町、山下町、和坂、和坂稻荷町の区域とする。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(施設サービス提供に関する記録)

第20条 サービスの実施状況及び利用者の解決すべき課題の把握に資するため、サービスの提供においては次に掲げる記録を整備するものとする。

- 一 サービス提供に関する記録
 - イ サービス計画書
 - ロ サービスの提供の状況及び利用者の事業所での生活の経過に係る記録
 - 二 第18条に規定する市町村への通知にかかわる記録
- 2 前項に掲げる記録については、その完結の日から5年間備えておくものとする。

第4章 サービス利用にあたって利用者が留意すべき事項

(禁止行為)

第21条 利用者またはその身元引受人（家族）は管理者内で次の行為をしてはならない。ハラスメント等に該当し、サービス提供の中止または契約解除の場合があります。

- 一 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
- 二 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- 三 けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- 四 従業者又は他の利用者に対して迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うこと。
- 五 従業者または他の利用者に対してセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、ヌード写真を見せる、性的な話をする、下半身を丸出しにする）などの迷惑行為すること。
- 六 従業者または他の利用者に対して行う悪質なクレームやストーカー行為（特定の職員につきまとう、長時間の電話、理不尽な長時間のクレーム）などの迷惑行為をすること。
- 七 サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音を無断でSNS等に掲載すること。
- 八 その他管理者が定めたこと。

(損害賠償)

第22条 管理者は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、管理者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

第5章 緊急時の対応

(緊急時における対応方法)

第23条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕従業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の

急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることともに、管理者に報告する。

- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第24条 管理者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 管理者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

- 3 管理者は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉管理者サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 4 管理者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 5 管理者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第7章 その他事業所の運営に関する重要事項

(サービスの評価)

第25条 管理者は、自らの事業所が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第26条 管理者は、サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者へ報告するものとする。

- 2 管理者は、利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 3 管理者は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な取扱いも行っていない。

(身体拘束の制限)

第27条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 管理者は、前項の身体拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 管理者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(事故発生時の対応)

第28条 管理者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 管理者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 管理者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(褥瘡対策)

第29条 管理者は、利用者等に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会)

第30条 管理者は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するものとする。

(衛生管理)

第31条 管理者は、利用者の保健衛生の維持向上及び事業所における感染症の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 利用者の使用する食器その他の設備の管理
- 二 医薬品及び医療器具の管理
- 三 衛生知識の普及
- 四 適宜の消毒
- 五 その他利用者の保健衛生の維持向上及び事業所における感染症の発生又はまん延の防止に必要な対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修及び訓練を行い（年2回以上）、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとする。

(虐待の防止に向けた体制等)

第32条 管理者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 管理者における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。
- 2 管理者は、サービス提供中に、従業者又は利用者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(従業者の質の確保)

第33条 管理者は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(秘密の保持)

- 第34条** 管理者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 管理者が得た利用者又は家族の個人情報については、サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
 - 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4 管理者は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 5 管理者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
 - 6 管理者は、個人情報の保護に係る規程を公表する。
 - 7 施設保有データの開示請求については介護に関する個人情報開示の規定に基づいて行うこととする。

(地域との連携)

- 第35条** 管理者は、その運営にあたっては、地域との交流に努めるものとする。

(掲示)

- 第36条** 管理者は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示することとする。

第8章 雑 則

(改正)

- 第37条** この規程の改正は社会福祉法人大慈厚生事業会と事業所の管理者との協議に基づいて行う。

附 則

- この規定は平成27年4月1日から施行適用する。
この規定は令和2年12月1日から施行適用する。
この規定は令和3年4月1日から施行適用する。
この規定は令和6年4月1日から施行適用する。